

1 - 1. 地方公共団体から時短営業の要請を受けた協力金の支給対象の飲食店①

- 地方公共団体から時短営業の要請を受けた**協力金の支給対象の飲食店**は**一時支援金の給付対象外**です。自らが当該協力金の支給対象となっているかどうかについては、各地方公共団体のホームページ等をご覧ください。
- 参考までに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨交金」という。）の協力要請推進枠を活用する協力金を措置している**地方公共団体の一覧を次ページに公表**します（3月5日時点）。ただし、協力要請推進枠以外であっても、臨交金を活用した時短営業の要請に応じることに伴う協力金の支給対象となっている「飲食店」は一時支援金の給付対象外であることにはご注意ください。

